

平成27年矢巾町議会定例会5月会議目次

議案目次	1
5月8日	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条により出席した説明員	4
○職務のために出席した職員	4
○開 会	7
○議事日程の報告	7
○仮議席の指定	7
○議長の選挙	7
○会議録署名議員の指名	11
○会期の決定	11
○副議長の選挙	11
○議席の指定	14
○常任委員の選任について	14
○議会運営委員の選任について	17
○紫波、稗貫衛生処理組合議会の議員選挙	19
○盛岡・紫波地区環境施設組合議会の議員選挙	19
○盛岡地区広域消防組合議会の議員選挙	19
○盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合議会の議員選挙	19
○岩手県後期高齢者医療広域連合議会の議員選挙	19
○町長の就任挨拶	20
○報告第 3号 矢巾町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に係る報告について	21
○報告第 4号 平成26年度矢巾町一般会計補正予算(第7号)の専決処分に係	

る報告について	26
○答弁の保留について	32
○報告第 5号 平成26年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第4号）の専決処 分に係る報告について	33
○議案第37号 副町長の選任について	34
○議案第38号 監査委員の選任について	36
○議案第39号 固定資産評価員の選任について	37
○議案第40号 平成27年度矢巾町一般会計補正予算（第1号）について	38
○閉 議	41
○署 名	43

議 案 目 次

平成 27 年矢巾町議会定例会 5 月会議

1. 議長の選挙
2. 副議長の選挙
3. 議席の指定
4. 常任委員の選任について
5. 議会運営委員の選任について
6. 紫波、稗貫衛生処理組合議会の議員選挙
7. 盛岡・紫波地区環境施設組合議会の議員選挙
8. 盛岡地区広域消防組合議会の議員選挙
9. 盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合議会の議員選挙
10. 岩手県後期高齢者医療広域連合議会の議員選挙
11. 報告第 3 号 矢巾町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に係る報告について
12. 報告第 4 号 平成 26 年度矢巾町一般会計補正予算（第 7 号）の専決処分に係る報告について
13. 報告第 5 号 平成 26 年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第 4 号）の専決処分に係る報告について
14. 議案第 37 号 副町長の選任について
15. 議案第 38 号 監査委員の選任について
16. 議案第 39 号 固定資産評価員の選任について
17. 議案第 40 号 平成 27 年度矢巾町一般会計補正予算（第 1 号）について

平成27年矢巾町議会定例会5月会議議事日程

平成27年5月8日（金）午前10時開議

議事日程

- 第 1 仮議席の指定
- 第 2 議長選挙
- 第 3 会議録署名議員の指名
- 第 4 会期の決定
- 第 5 副議長選挙
- 第 6 議席の指定
- 第 7 常任委員の選任について
- 第 8 議会運営委員の選任について
- 第 9 紫波、稗貫衛生処理組合議会の議員選挙
- 第10 盛岡・紫波地区環境施設組合議会の議員選挙
- 第11 盛岡地区広域消防組合議会の議員選挙
- 第12 盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合議会の議員選挙
- 第13 岩手県後期高齢者医療広域連合議会の議員選挙
- 第14 報告第 3号 矢巾町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に係る報告について
- 第15 報告第 4号 平成26年度矢巾町一般会計補正予算（第7号）の専決処分に係る報告について
- 第16 報告第 5号 平成26年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第4号）の専決処分に係る報告について
- 第17 議案第37号 副町長の選任について
- 第18 議案第38号 監査委員の選任について
- 第19 議案第39号 固定資産評価員の選任について
- 第20 議案第40号 平成27年度矢巾町一般会計補正予算（第1号）について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	赤丸秀雄	議員	2番	水本淳一	議員
3番	廣田清実	議員	4番	高橋安子	議員
5番	齊藤正範	議員	6番	村松信一	議員
7番	昆秀一	議員	8番	藤原梅昭	議員
9番	川村農夫	議員	10番	山崎道夫	議員
11番	高橋七郎	議員	12番	長谷川和男	議員
13番	川村よし子	議員	14番	小川文子	議員
15番	藤原由巳	議員	16番	藤原義一	議員
17番	米倉清志	議員	18番	廣田光男	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造	君	副町長	伊藤清喜	君
総務課長	山本良司	君	企画財政課長	川村勝弘	君
税務課長	佐藤健一	君	生きがい推進課長	菊池由紀	君
兼会計管理者			農林課長兼農業委員会事務局長	高橋和代志	君
住民課長	村松康志	君	区画整理課長	藤原道明	君
道路都市課長	菅原弘範	君	上下水道課長	吉田孝	君
商工観光課長	浅沼仁	君	教育長	越秀敏	君
教育委員長	松尾光則	君	社会教育課長	山本功	君
学務課長	立花常喜	君	農業委員会会長	高橋義幸	君
代表監査委員	立花純幸	君			

職務のために出席した職員

議会事務局長	菊池清美	君	係長	藤原和久	君
--------	------	---	----	------	---

主 事 渡 部 亜由美 君

午前10時00分 開会

○議会事務局長（菊池清美君） 事務局長の菊池です。よろしくお願いします。

本定例会は、一般選挙後初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定に基づき、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。ただいまの出席議員中、長谷川和男議員が年長議員でありますので、ご紹介をいたします。長谷川和男議員、議長席をお願いします。

○臨時議長（長谷川和男議員） ただいまご紹介されました長谷川和男でございます。地方自治法第107条の規定により、本日出席議員の中で年長議員のゆえんをもって暫時の間臨時に議長の職務を行います。何分にもふなれな私ではありますが、皆様のご協力を賜り進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまから平成27年矢巾町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は18名であります。地方自治法第113条の規定により定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに5月会議を開きます。

議事日程の報告

○臨時議長（長谷川和男議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付しておるとおりでございます。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第1 仮議席の指定

○臨時議長（長谷川和男議員） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

日程第2 議長の選挙

○臨時議長（長谷川和男議員） 日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○臨時議長（長谷川和男議員） ただいまの出席議員は18名であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条の規定により、立会人が3名必要でありますので、当職から指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○臨時議長(長谷川和男議員) 異議なしと認めます。

よって、当職から指名をいたします。昆秀一議員、廣田清実議員、川村農夫議員の3名を指名いたします。

投票用紙を配付します。

(投票用紙配付)

○臨時議長(長谷川和男議員) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○臨時議長(長谷川和男議員) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○臨時議長(長谷川和男議員) 異状なしと認めます。

念のために投票について申し上げます。投票は、単記無記名であります。同じ氏がありますので、その氏のみを記載した投票は無効となる場合がありますので、ご注意願います。事務局長の点呼に応じ、記載台にて投票用紙に被選挙人の氏名を記載した上で、議長席に向かって右方から順次演壇に登り、投票をし、左方から議席にお戻り願います。

それでは、ただいまより投票を行います。

○議会事務局長(菊池清美君) それでは、氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

昆 秀一議員

廣田清実議員

川村農夫議員

水本淳一議員

(投票)

赤丸秀雄議員

小川文子議員

川村よし子議員

齊藤正範議員

(投票)

藤原梅昭議員

高橋安子議員

村松信一議員

高橋七郎議員

(投 票)

藤原由巳議員

藤原義一議員

山崎道夫議員

廣田光男議員

(投 票)

米倉清志議員

長谷川和男臨時議長

(投 票)

○臨時議長（長谷川和男議員） 投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○臨時議長（長谷川和男議員） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。昆秀一議員、廣田清実議員、川村農夫議員、開票の立会をお願いします。

(開 票)

○臨時議長（長谷川和男議員） それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数 18票

有効投票 18票

無効投票 0票

有効投票のうち

藤原義一議員 9票

廣田光男議員 9票

以上のとおりでございます。この選挙の法定得票数は5票であります。藤原義一議員と廣田光男議員の得票数はいずれもこれを超えております。両者の得票数は同数であります。この場合、地方自治法第118条第1項の規定は、公職選挙法第95条第2項の規定を準用してくじで当選人を決定することになっております。藤原義一議員及び廣田光男議員が議場におられ

ますので、くじを引いていただきます。くじは2回引きます。1回目は、くじを引く順序を決めるためのものであります。今の議席順といたします。2回目は、この順序によってくじを引き、当選人を決定するものであります。くじは、抽せん棒で行います。番号の若いほうを当選人といたします。

川村よし子議員、齊藤正範議員のくじの立ち会いをお願いいたします。まず、くじを引く順序を決めるくじを行います。

(くじを引く)

○臨時議長（長谷川和男議員） それでは、くじを引く順序が決定したので報告します。

まず初めに、藤原義一議員、廣田光男議員、以上のおりであります。ただいまの順序により当選人を決定するくじを行います。

それでは、藤原義一議員、廣田光男議員、くじを引いてください。

(くじを引く)

○臨時議長（長谷川和男議員） くじの結果を報告いたします。くじの結果、廣田光男議員が当選人と決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○臨時議長（長谷川和男議員） ただいま議長に当選されました廣田光男議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により告知をいたします。

ここで、新議長の挨拶を登壇して行うことを許します。

(議長 廣田光男議員 登壇)

○議長（廣田光男議員） ただいまは、議員各位のご支持をいただきまして議長に就任させていただくことになりましたので、重ねて御礼を申し上げましてご挨拶にかえさせていただきたいと思っております。私は、先ほど全員協議会でお話ししたとおりにたくさんの思いを持っておりますが、議長に就任したからには一つ一つ丁寧に皆さんとご相談してまいりますので、よろしくお願いを申し上げまして挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございました。

○臨時議長（長谷川和男議員） ただいまの挨拶をもって当選承諾の挨拶と認めます。

これで臨時議長の職務は全部終了しました。甚だふなれでありましたが、皆様のご協力により職務を全うすることができました。大変ありがとうございました。それでは、議長と議長席を交代いたします。

(臨時議長、議長と交代)

日程第3 会議録署名議員の指名

○議長（廣田光男議員） 引き続き、議事日程に従って会議を進行してまいります。

日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

5月会議の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により

藤原義一議員

山崎道夫議員

米倉清志議員

の3名を指名いたします。

日程第4 会期の決定

○議長（廣田光男議員） 日程第4、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月28日までの234日間とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月28日までの234日間に決定しました。

日程第5 副議長の選挙

○議長（廣田光男議員） 日程第5、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（廣田光男議員） ただいまの出席議員は18名であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条の規定により、立会人が3名必要でありますので、当職から指名したいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） ご異議なしと認めます。

よって、当職から指名いたします。水本淳一議員、赤丸秀雄議員、小川文子議員の3名を指名します。

投票用紙を配付します。

(投票用紙配付)

○議長（廣田光男議員） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（廣田光男議員） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長（廣田光男議員） 異状なしと認めます。

念のために投票について申し上げます。投票は、単記無記名であります。同じ氏がありますので、その氏のみを記載した投票は無効となる場合がありますので、ご注意ください。事務局長の点呼に応じ、記載台にて投票用紙に被選挙人の氏名を記した上、議長席に向かって右方から順次演壇に登り、投票をし、左方から議席にお戻り願います。

それでは、ただいまから投票を行います。

○議会事務局長（菊池清美君） 氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

昆 秀一議員

廣田清実議員

川村農夫議員

水本淳一議員

(投票)

赤丸秀雄議員

小川文子議員

川村よし子議員

齊藤正範議員

(投票)

藤原梅昭議員

高橋安子議員

村松信一議員

高橋七郎議員

(投票)

藤原由巳議員

藤原義一議員

山崎道夫議員
米倉清志議員

(投票)

長谷川和男議員
廣田光男議長

(投票)

○議長(廣田光男議員) 投票漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。水本淳一議員、赤丸秀雄議員、小川文子議員、開票の立会をお願いします。

(開票)

○議長(廣田光男議員) それでは、選挙の結果を報告します。

投票総数 18票

有効投票 18票

無効投票 0票

有効投票のうち

米倉清志議員 9票

山崎道夫議員 5票

藤原由巳議員 4票

以上のおりであります。この選挙の法定得票数は5票であります。したがって、米倉清志議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(廣田光男議員) ただいま副議長に当選されました米倉清志議員が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定により告知をします。

ここで、新副議長の挨拶を登壇して行うことを許します。

(副議長 米倉清志議員 登壇)

○副議長(米倉清志議員) 先ほどの立候補表明でも申し上げました、私は議長を補佐し、議

会の円滑な運営、それから町の発展のため、こういうことを申し上げました。このことを心に命じて、また町勢発展のために尽くしてまいりたいと思います。よろしくご指導お願い申し上げます。

以上です。

○議長（廣田光男議員） ただいまの挨拶をもって当選承諾の挨拶と認めます。

ここで暫時休憩をします。

午前 10時53分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（廣田光男議員） 再開いたします。

日程第6 議席の指定

○議長（廣田光男議員） 日程第6、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定します。議席の指定は、ただいま着席の議席にしたいと思います。議席番号と議員の氏名を職員に朗読させます。

（職員朗読）

○議長（廣田光男議員） ただいまの朗読のとおり議席を指定します。

日程第7 常任委員の選任について

○議長（廣田光男議員） 日程第7、常任委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。常任委員の選任については、委員会条例第7条の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。当職と副議長に一任願いたいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） ご異議なしと認めます。

それでは、職員に名簿を配付させます。

（名簿配付）

○議長（廣田光男議員） 当職と副議長に委任されました常任委員の選任につきましては、次のとおり指名します。

職員に朗読させます。

(職員朗読)

○議長（廣田光男議員） ただいま朗読のとおり指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（廣田光男議員） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名したとおり常任委員に選任することに決定しました。

なお、当職は総務常任委員会に所属することとします。

直ちに常任委員長、副委員長の互選に入ります。それぞれの委員会に分かれて互選していただきます。委員長、副委員長が決まりましたなら当職まで報告願います。

それでは、直ちに常任委員会を開催し、委員長、副委員長の互選を行うよう口頭をもって通知します。

なお、常任委員会は休憩中に行いますので、よろしく願いいたします。

また、委員長の互選の職務は各常任委員会の年長委員が取り仕切っていただくようお願いいたします。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

午後 1時07分 休憩

午後 1時31分 再開

○議長（廣田光男議員） 再開します。

各常任委員会から選任された委員長、副委員長の互選の結果は次のとおりであります。

総務常任委員会委員長、藤原由巳委員、副委員長、小川文子委員。

産業建設常任委員会委員長、藤原梅昭委員、副委員長、村松信一委員。

教育民生常任委員会委員長、齊藤正範委員、副委員長、赤丸秀雄委員。

予算決算常任委員会委員長、山崎道夫委員、副委員長、藤原梅昭委員。

広報広聴常任委員会委員長、昆秀一委員、副委員長、広報担当、齊藤正範委員、副委員長、広聴担当、藤原梅昭委員。

以上であります。

ここで選任された委員長、副委員長から自席で挨拶することを許します。

総務常任委員会委員長。

○総務常任委員長（藤原由巳議員） 先ほどは、この常任委員会の会議の中で委員長に任命をしていただきました。いろいろ課題山積している町政ではございますが、委員各位、議員各

位の皆様のご協力をいただきながら、町民の皆様方に安心、安全なまちづくりのために、そのように言っていただけるように頑張るって努めたいと思いますので、それぞれ関係者の皆様方の特段のご協力をお願い申し上げます。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 次に、総務常任委員会副委員長、小川文子委員。

○総務常任副委員長（小川文子議員） 委員長を補佐しながら、総務としての旺盛な委員会活動、そして委員の皆さんの自由闊達な委員活動とともに保障するような委員会活動をやってまいりたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（廣田光男議員） 次に、産業建設常任委員会委員長、藤原梅昭委員。

○産業建設常任委員長（藤原梅昭議員） 先ほど産業建設常任委員長に任命されました、推挙されました藤原梅昭です。農商工が町政の基礎になるというふうに思っておりますので、何とか農商工がこれから発展、元気になれるような形に力を尽くしたいというふうに思います。ひとつ委員の皆様のご協力、あるいは議員の皆様のご協力をお願いしまして挨拶にかえさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 次に、産業建設常任委員会副委員長、村松信一委員。

○産業建設常任副委員長（村松信一議員） 村松信一でございます。私は、委員全員の協力のもとで力を結集し、知恵を出し合って委員長を補佐してまいりたいと思っております。よろしくお願ひをいたします。

○議長（廣田光男議員） 次に、教育民生常任委員会委員長、齊藤正範委員。

○教育民生常任委員長（齊藤正範議員） 先ほど教育民生常任委員会の委員長に選任されました齊藤正範でございます。町民の暮らしに直結する委員会でもありますので、メンバーともども議員の品質を高めながら活動に邁進してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（廣田光男議員） 次に、教育民生常任委員会副委員長、赤丸秀雄委員。

○教育民生常任副委員長（赤丸秀雄議員） 教育民生常任委員会副委員長に選任されました赤丸秀雄です。委員長を補佐しながら、また私自身が勉強しながら先輩議員のご指導のもと、ぜひ教育民生常任委員の仕事を全うしていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（廣田光男議員） 次に、予算決算常任委員会委員長、山崎道夫委員。

○予算決算常任委員長（山崎道夫議員） 予算決算常任委員長に選任されました山崎道夫でございます。初めて常任委員会制度を導入するわけでございますけれども、予算についても、

そして決算についても皆さんとしっかりと審議をしながら納得のいく予算、それから決算についてもこれからしっかりとしたものをつくっていききたい。特に自主財源比率は大変高いわけでございますけれども、将来負担比率が、これもまた大変高くなってまいりますので、その辺の兼ね合いもしっかりと見ながら、今後の矢巾町の予算、そして決算についても皆さんともどもしっかりとしたものをつくっていかねばならないと思っておりますので、特段のご指導とご協力をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（廣田光男議員） 次に、広報広聴常任委員会委員長、昆秀一委員。

○広報広聴常任委員長（昆 秀一議員） 広報広聴常任委員長に選任されました昆でございます。広報広聴、初めての常任委員会になりました。すごく大変な仕事ではございますけれども、広く町民に対して知らせること、そして町民からお話を聞くこと、それをモットーにやっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（廣田光男議員） 次に、広報広聴常任委員会副委員長、藤原梅昭委員。

○広報広聴常任副委員長（藤原梅昭議員） 広報広聴、初めての常任委員会ということで行うわけですがけれども、特に広聴のほうが私の担当になるというふうに思いますので、広く町民の方からも意見を町政にできるだけ反映できるような、そのような活動をしていきたいと。あと委員長の補佐をしながら全うしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（廣田光男議員） もうお一方の広報広聴常任委員会副委員長、齊藤正範委員、お願いします。

○広報広聴常任副委員長（齊藤正範議員） 広報広聴の広報の副委員長に選任されました齊藤正範でございます。町民に親しまれる議会だよりをメンバー一同つくり上げたいと思っております。委員長を補佐しながら頑張りたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（廣田光男議員） これで挨拶を終わります。

日程第8 議会運営委員の選任について

○議長（廣田光男議員） 日程第8、議会運営委員の選任についてを議題とします。

議会運営委員会の選任についても、委員会条例第7条の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。これについても当職と副議長に一任願いたいと思っておりますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 異議なしと認めます。

職員に原案を配付させます。

(原案配付)

○議長（廣田光男議員） それでは、職員に朗読させます。

(職員朗読)

○議長（廣田光男議員） ただいま朗読のとおり指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（廣田光男議員） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名のとおり議会運営委員に選任することに決定しました。

それでは、直ちに議会運営委員会を開催し、委員長、副委員長の互選を行うよう口頭をもって通知します。

委員長、副委員長が決まりましたならば当職まで報告をお願いします。

なお、議会運営委員会は休憩中に行いますので、よろしく願いいたします。

また、委員長の互選の職務は年長委員が取り仕切っていただくようお願いします。

それでは、暫時休憩します。

午後 1時42分 休憩

午後 1時46分 再開

○議長（廣田光男議員） 再開します。

議会運営委員会から選任された委員長、副委員長の互選の結果は次のとおりであります。

委員長、川村農夫委員、副委員長、藤原由巳委員。

ここで選任された委員長、副委員長から自席で挨拶することを許します。

委員長、川村農夫委員。

○議会運営委員長（川村農夫議員） ただいまは、議会運営委員長に選任いただきましてありがとうございます。2年前以来進めてまいりました議会改革、その流れをさらに定着、発展させることを目的にしっかりと取り組んでまいります。議員各位のご協力をよろしくお願いいたします。

○議長（廣田光男議員） 次に、議会運営委員会副委員長に選任されました藤原由巳委員。

○議会運営副委員長（藤原由巳議員） ただいまの議会運営委員会におきまして副委員長として選任いただきました藤原由巳でございます。初めての議会運営委員でございます。そして、今委員長からもお話ありましたように新たな議会改革に取り組んで、いよいよ本格的なスタ

ートを切る今期というふうに思っておりますので、委員長を補佐しながら委員各位、そして議員各位のそれぞれのご指導、ご協力をいただきながら、開かれた議会を目指して頑張っ
てまいりたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

○議長（廣田光男議員） これで挨拶を終わります。

日程第 9 紫波、稗貫衛生処理組合議会の議員選挙

日程第 10 盛岡・紫波地区環境施設組合議会の議員選挙

日程第 11 盛岡地区広域消防組合議会の議員選挙

日程第 12 盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合議会の議員選挙

日程第 13 岩手県後期高齢者医療広域連合議会の議員選挙

○議長（廣田光男議員） お諮りします。

日程第9、紫波、稗貫衛生処理組合議会の議員選挙、日程第10、盛岡・紫波地区環境施設
組合議会の議員選挙、日程第11、盛岡地区広域消防組合議会の議員選挙、日程第12、盛岡市
・矢巾町都市計画事業等組合議会の議員選挙、日程第13、岩手県後期高齢者医療広域連合議
会の議員選挙の5議案は一括上程したいと思っておりますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） ご異議なしと認めます。

よって、日程第9から日程第13までは一括上程することに決定しました。

お諮りします。この5議案の組合議会の議員選挙は、当職と副議長に一任願いたいと思
いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） ご異議なしと認めます。

よって、日程第9から日程第13までは当職と副議長で協議の上決定したいと思います。

原案を職員に配付させます。

（原案配付）

○議長（廣田光男議員） 原案を職員に朗読させます。

（職員朗読）

○議長（廣田光男議員） ただいま朗読のとおり当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） ご異議なしと認めます。

よって、各組合議会の議員は先ほど指名したとおりと決定しました。

なお、当選人の挨拶は省略させていただきます。

ここで暫時休憩をいたします。

午後 1時51分 休憩

午後 2時21分 再開

○議長（廣田光男議員） 再開します。

町長の就任挨拶

○議長（廣田光男議員） ここで町長より就任に当たり、挨拶を許します。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 平成27年矢巾町議会定例会5月会議が開催されるに当たりまして、議長さんを初め議員各位のお許しを得まして発言の機会をいただき、大変光栄に存じておるところでございます。

まずもって先月の26日に行われた矢巾町議会議員選挙におきまして、町民の皆さん方から厳粛なるご信任を得られました議員各位に対しまして深甚なる敬意を表するとともに、改めて心からお祝いを申し上げます。不肖、私も町長という重責を務めさせていただくことになったわけでございますが、その職責の大きさ、町民の皆様のご期待の大きさを考えますと、まさに身の引き締まる思いをいたしておるところでございます。

私は、町政を担当するに当たりまして、町民の皆様のお声、英知を結集し、またお年寄りさんや障害者の皆さんなど弱い立場にある人たちにも町政の光を当てながら、町民の皆さんとともにしがらみのない町民本意の優しく、元気のある草の根型のまちづくりを目指し、一步一步着実に進めてまいりたいと存じておりますので、議員各位にも特段のご理解とお力添えをお願い申し上げます。

そして、私は公約として地方創生の推進、農業、商工業の再生、若者、女性の働く場の確保と環境づくり、子ども・子育て支援と教育環境の充実、障害者福祉、高齢者福祉の充実、スポーツと芸術文化の振興、生活道路の整備と街路灯の設置、そして地域防災対策の充実の8項目を政策の大きな柱とさせていただきましたが、特に産業振興につきましては農業と商工業との新たな連携による6次産業化の推進により、矢巾産ブランドを確立するための組

織づくりを進めるとともに、岩手医科大学関連を初め、企業誘致や地方創生等を推進するため、オール矢巾でプロジェクトチームを立ち上げ、地域経済の活性化と働く場の確保に努めてまいります。

次に、土地利用につきましては、町の東部及び西部地域の活性化を図るため、土地利用計画を見直すなどバランスのとれた地域づくりを進めてまいります。

次に、子育て支援につきましては、乳幼児医療費助成事業の対象年齢の段階的引き上げと乳幼児及び妊産婦医療費助成の給付方法を現物給付方式への移行に努めてまいります。

次に、介護支援につきましては、在宅医療、介護、福祉の連携を図るために地域包括ケアのさらなる充実強化を図り、年々増加する認知症対策として体制の整備を進めてまいります。

次に、健康増進につきましては、スポーツコミュニティを目指し、いつでもどこでも誰でもスポーツに親しむことのできる環境づくりに取り組んでまいります。

そして、災害対策につきましては、全行政区に自主防災組織を結成し、災害時の緊急避難場所及び避難経路の再点検を行うとともに、地域防災のかなめである消防団への支援を強化してまいります。

以上、私の政策の一端を申し上げましたが、行政はもとより継続性、相互性、重層的な取り組みが必要であり、歴代の町政を引き継ぎ、その中で矢巾の自立と変革を目指してまいり所存であります。そのためにも町民の皆様、議員の皆様、そして職員とスクラムを組み、地域課題の掘り起こしを行い、具体策をお示しし、パブリックコメントを取り入れるなど早目の対応で広くご意見をお聞きし、町政を進めてまいり所存でありますので、議員各位におかれましてもなお一層のご指導とご助言をお願い申し上げる次第であります。

なお、今議会の開催に当たりましてご提案申し上げております案件につきましては、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして就任のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（廣田光男議員） これで町長の就任挨拶を終わります。

日程第14 報告第3号 矢巾町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に係る報告について

○議長（廣田光男議員） 日程第14、報告第3号 矢巾町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に係る報告についてを議題とします。

職員に報告書を朗読させます。なお、専決処分書の朗読は表題のみとさせます。

(職員朗読)

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 報告第3号 矢巾町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に係る報告についてご説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正につきましては、現下の経済情勢等を踏まえ、デフレ脱却と経済再生、地方創生への取り組み、経済再生と財政健全化の両立などの観点から、地方税法等及び地方税法施行令並びに地方税法施行規則が改正されたことに伴い、矢巾町税条例等の一部を改正するものであります。

その改正の主な内容であります。個人町民税については、1点目はふるさと納税を促進し、地方創生を推進するため、個人町民税のふるさと納税に係る特別控除額の上限を現行の1割から2割に引き上げるとともに、確定申告を要しない給与所得者等がふるさと納税を行う場合に確定申告の手続をすることなく寄附金控除を受けることができる特例措置を講ずるものであります。

2点目は、個人町民税における住宅借入金等特別税額控除、いわゆる住宅ローン減税について適用期限を1年6カ月延長し、平成31年6月30日までとする措置を講ずるものであります。

次に、法人町民税につきましては、均等割の税率適用区分の基準となる資本金等の額について、欠損の填補、または損失の填補に充てた金額を控除し、剰余金または利益準備金を加算する措置を講ずるものであります。

次に、固定資産税につきましては、土地に係る税額の基礎となる評価額の変動に伴う急激な税負担を緩和する負担調整措置について、平成27年度から3年延長し、平成29年度まで継続する措置を講ずるものであります。

次に、軽自動車税について、1点目は平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新規取得した排出ガス性能及び燃費性能のすぐれた環境負荷の小さい4輪車等の税率を平成28年度課税において軽減する措置を講ずるものであります。

2点目は、平成27年度分以後に適用されることとしていた原動機付き自転車及び2輪車等にかかわる税率について、適用開始を1年間延長し、平成28年度以後の適用とする措置を講ずるものであります。

次に、町たばこ税につきましては、旧3級品のたばこについて適用されておりました特例税率について廃止することとし、経過措置として平成28年4月1日から平成31年4月1日まで段階的に税率の引き上げを講ずるものであります。

次に、国民健康保険税について、1点目は高齢化の進展等により医療給付費の増加に対応するとともに、高所得者による多くの負担を求め、中間所得層に配慮した負担軽減を図るため、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を現行の51万円から52万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を現行の16万円から17万円に、介護納付金課税額に係る課税限度額を現行の14万円から16万円にそれぞれ引き上げるものであります。

2点目は、国民健康保険の低所得者に対する保険税軽減措置の拡大を図るため、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得において、被保険者の数に乗すべき金額を現行の24万5,000円から26万円に引き上げ、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得において被保険者の数に乗すべき金額を現行の45万円から47万円に引き上げるものであります。

以上、今回の改正対象税目について主な改正点をご説明申し上げましたが、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び同施行規則の一部を改正する省令が平成27年3月31日にそれぞれ公布され、原則として同年4月1日から施行されたことから、矢巾町税条例等の一部を改正するものであり、平成27年3月31日をもって地方自治法第180条第1項及び矢巾町長専決条例第2条第8号の規定に基づき専決処分をしたので、同法第180条第2項の規定によりご報告申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 3点質問させていただきます。ちょっとマイクがないので聞きづらと思いますけれども、3点質問させていただきます。

まず、第1点目は固定資産税のところの税金が上がるのですけれども、町税、固定資産税、どのくらいの見込みをされているのか。

それから、2点目は国民健康保険税の課税、高額所得者と言うのですけれども、高額所得者はどのくらいいるのか、そしてどのくらいを見込んでいるのか、それから低所得者の保険税を軽減するという事なのですけれども、5割、2割のところを軽減するという事なのですけれども、そのところはどの程度の金額になるのか。どの程度というか、世帯数にもよると思うのですけれども、どの程度を見込んでいるのかお伺いします。

それから、3点目、後期高齢者のところなのですけれども、国民健康保険料と後期高齢者のところの世帯で二重に払っている方もいるのですけれども、その世帯数というのはどのくらいあるのか、そしてその割合というのはどのように見込んでいるのかお伺いします。3点です。

○議長（廣田光男議員） 佐藤会計管理者。

○税務課長兼会計管理者（佐藤健一君） お答えいたします。

固定資産税につきましては、負担調整措置につきまして継続するものでございますので、新たに課税がふえるということではありませんので、その辺ご理解いただきたいと思っております。

2点目、国民健康保険税、こちらの高額所得者のお話でございますけれども、高額賦課限度額、世帯数と言っておりますけれども、その世帯数につきましては平成25年度、これは医療給付と後期支援と介護納付という国民健康保険税は3つの税金で構成されておりますけれども、医療給付につきましては申し上げますと25年度は64世帯、26年度は78世帯でございました。それが今回の改正を適用することによってシミュレーションをした結果、26年度につきましては1世帯減の77世帯、結局医療給付分につきましては1万円、今回限度額が上がるわけですけれども、その狭間にいる方が1世帯あったということございまして、27年度につきましてはこれから算定になりますので、大体同じ60世帯から70世帯、その辺の世帯数になるというふうに見込んでございます。

続いて、国民健康保険の軽減世帯のお話でございますけれども、こちらの軽減世帯につきましても同様に26年度の課税をもとにシミュレーションをやってございます。その結果、今回の改正につきましては2割軽減、5割軽減の幅がスライドして、要は中間所得者層の方が恩恵を受けられるような税制改正となってございまして、軽減前でございまして均等割の場合のお話をさせていただきます。5割軽減数が軽減前は941世帯でございました。これを26年度シミュレーションの軽減後で適用させた場合は992世帯。プラス51世帯の方が、今までは例えば2割軽減だった人が5割軽減にスライドして多く恩恵を受けられるといったようなものになってございますし、2割軽減数につきましては軽減前が883世帯、これを26年度シミュレーションした結果では913世帯で30世帯余りふえる見込みというふうになってございます。27年度の国民健康保険税につきましては、これから実際に課税されますので、現在の見込みとしてご説明を申し上げます。

3点目、後期高齢者保険料と国民健康保険税と二重に払っている世帯ありますけれども、ちょっと今現在資料を備えておりませんので、後刻ご説明申し上げたいと思っております。

以上でございます。

○議長（廣田光男議員） ほかに質疑はございませんか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 先ほどの町長の説明で、子どもの医療費と妊産婦のことが出されましたけれども、昨年の12月議会、県議会で来年の8月から窓口負担を無料にするということが決まりまして、そしてことしの4月からは矢巾町が小学校卒業まで入院の医療費を助成するということが決まりましたけれども、国保に加入しているというか、今回の税条例が変わってどのくらいの世帯が対象になるのか。予算書を見ると金額では108万円ということが出されておりますけれども、どのように、何世帯ぐらいが対象になるのかお伺いします。入院のことですから、なかなか見込みづらいと思いますけれども、その辺を。

○議長（廣田光男議員） 村松住民課長。

○住民課長（村松康志君） 議員おっしゃるとおり、この4月から小学校卒業までの入院についても町単独で医療費給付をするということで一歩前進したわけでございますが、これにつきましては既に4月に1件申し込みがございまして、周知のかがあったのかなというふうには思っております。大体過去のデータを見てみますと、年間平均して月2、3人というような状況で、そして大体1人当たり5万円から6万円の入院費というふうになってございますので、まずそれをもとに当初予算で120万円を計上させていただいたところでございます。今後当初予算よりも入院している方がふえるのであれば、それはまた補正対応とかというふうな形でやってまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（廣田光男議員） ほかに質問ありますか。3問目ですか、関連。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 意見ですけれども、子どもの医療費、やはり拡大する方向で、もっともっと外来部分の助成とかも拡大して行ってほしいというのが私の持論でございます。特にも子どもの医療費を助成ということは、若い方々に矢巾町に定住するという宣伝にもなりますので、どんどんそういうのは広めて、広報とかにも載せていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 他に質問ありますか。

6番、村松信一議員。

○6番（村松信一議員） それでは、矢巾町税条例の一部を改正する条例の中の79条第2号アの部分のところですか。これは、52条第2項の続きの部分で、この税条例というのは古い車の税金が高くなることだと思うのですが、当分の間とありますが、この適用は当分の間とは大体どれくらいの期間を指すのか。それから、軽自動車で古い車で白ナンバーのついている車があると思われませんが、現在矢巾町ではどれくらい登録されているのかお伺いたします。

○議長（廣田光男議員） 佐藤税務課長兼会計管理者。

○税務課長兼会計管理者（佐藤健一君） 今回の改正につきましては、いわゆるクリーン減税ということで、一般の普通車の場合によく環境に優しいということで減税、50%減税なり100%、ハイブリッドカーなら100%減税というのが普通車の場合設けられておりますけれども、今回27年4月1日以降に取得された軽自動車、普通自動車ではなくて今回は軽自動車ということで、そちらも適用させようということで、先ほど町長から提案理由の中でお話しされたとおり、そういった減税の対象となるものの改正というふうになってございます。

あとご質問ありました10年以上を超えるような古い車の台数につきましては、現在資料を持ち合わせてございませんので、後刻ご報告したいと思います。

以上、説明といたします。

○議長（廣田光男議員） 他に質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。

以上をもって報告第3号を終わります。

日程第15 報告第4号 平成26年度矢巾町一般会計補正予算（第7号）の
専決処分に係る報告について

○議長（廣田光男議員） 次に、日程第15、報告第4号 平成26年度矢巾町一般会計補正予算（第7号）の専決処分に係る報告についてを議題とします。

職員に報告書を朗読させます。なお、専決処分書の朗読は表題のみとさせます。

（職員朗読）

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 報告第4号 平成26年度矢巾町一般会計補正予算（第7号）の専決処

分に係る報告についてご説明を申し上げます。

歳入の主なものについては、2款地方譲与税、3款利子割交付金、4款配当割交付金、5款株式等譲渡所得割交付金、6款地方消費税交付金、7款自動車取得税交付金、8款地方特例交付金、9款地方交付税及び10款交通安全対策特別交付金については、年度末をもって交付額が確定したことによる増額または減額の補正を行い、また11款分担金及び負担金、12款使用料及び手数料、13款国庫支出金、14款県支出金及び19款諸収入については事業費の確定に伴う交付額の決定により、それぞれ増額または減額補正を行い、20款町債の道路整備事業債及び防災対策事業債をそれぞれ減額補正するものであります。

次に、歳出の主なものについては、2款総務費の財政調整基金積立金を増額補正し、3款民生費、4款衛生費、6款農林水産業費及び8款土木費を減額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,481万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ103億3,374万3,000円とするものであります。これらのことについては、3月31日に地方自治法第180条第1項並びに矢巾町長専決条例第2条第5号及び第6号の規定に基づき専決処分をしたので、同法第180条第2項の規定によりご報告申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしく願いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 川村企画財政課長。

○企画財政課長（川村勝弘君） 町長の命によりまして、報告第4号 平成26年度矢巾町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の詳細について説明をさせていただきます。

5ページをお開き願います。第2表、繰越明許費、追加でございますが、4款衛生費、2項環境衛生費、事業名が浄化槽設置整備事業、金額が42万5,000円でございます。

次に、変更でございますが、3款民生費、2項児童福祉費、事業名が児童館整備事業、補正前が1億655万5,000円、補正後が1億880万8,000円でございます。

6款農林水産業費、1項農業費、農業体質強化基盤整備事業費、補正前が560万4,000円、補正後が765万2,000円でございます。

8款土木費、2項道路橋梁費、交通安全施設整備事業、補正前が2,444万4,000円、補正後が2,764万4,000円、計で補正前が1億3,660万3,000円、補正後が1億4,410万4,000円となります。

ページを返していただきまして、6ページ、第3表、地方債補正、変更でございますが、起債の目的が道路整備事業、限度額が7,690万円、補正後が限度額7,590万円、それから防災

対策事業、補正前が6,800万円、補正後が6,600万円となります。起債の方法、利率、償還の方法については、従前どおりとなります。

それでは、歳入にまいります、13ページをお開き願います。歳入、2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税、1目地方揮発油譲与税、補正額△796万8,000円、節に参りまして地方揮発油譲与税同額、説明欄のとおりでございます。

2項自動車重量譲与税、1目自動車重量譲与税、補正額△2,167万6,000円、節に参りまして自動車重量譲与税同額でございます。これにつきましては、当初予算作成する基準が平成24年の当初予算を基準にして作成しておりますが、25年に南昌トンネル線と南昌山線の県道と町道の交換がございまして、それぞれ道路の延長あるいは面積等の変更がございまして大きな減額となったものと思われま。

3款利子割交付金、1項利子割交付金、1目利子割交付金△19万3,000円、節に参りまして利子割交付金同額、説明欄のとおりでございます。

4款配当割交付金、1項配当割交付金、1目配当割交付金767万5,000円、節に参りまして配当割交付金同額、説明欄のとおりでございます。

5款株式等譲渡所得割交付金、1項株式等譲渡所得割交付金、1目株式等譲渡所得割交付金483万2,000円、節に参りまして株式等譲渡所得割交付金同額、説明欄のとおりでございます。

ページを返していただきまして、14ページ、6款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金、1目地方消費税交付金314万2,000円、節に参りまして地方消費税交付金同額、説明欄のとおりでございます。

7款自動車取得税交付金、1項自動車取得税交付金、1目自動車取得税交付金△191万6,000円、節に参りまして自動車取得税交付金同額、説明欄のとおりでございます。

8款地方特例交付金、1項地方特例交付金、1目地方特例交付金58万8,000円、節に参りまして地方特例交付金同額、説明欄のとおりでございます。

9款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税1億7,422万2,000円、節に参りまして地方交付税同額でございます。これにつきましては、特別交付税の増ということになっておりますが、特別交付税、非常に変動が多く、例年当初予算をかたく見ておりまして、その年度によって非常に変動があるために今回は1億7,422万2,000円が増額ということになっております。

10款交通安全対策特別交付金、1項交通安全対策特別交付金、1目交通安全対策特別交付

金△74万9,000円、節に参りまして交通安全対策特別交付金同額、説明欄のとおりでございます。

11款分担金及び負担金、1項負担金、1目民生費負担金△1万7,000円、節に参りまして社会福祉費負担金△1万6,000円、児童福祉費負担金△1,000円。2目衛生費負担金△38万5,000円、節に参りまして未熟児養育医療費負担金△38万2,000円、休日救急当番医制事業費負担金△3,000円、それぞれ説明欄記載のとおりでございます。

12款使用料及び手数料、2項手数料、2目民生手数料△2万5,000円、節に参りまして民生手数料同額、説明欄記載のとおりでございます。

13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金△344万1,000円、節に参りまして障害児施設措置費負担金31万1,000円、児童手当負担金△1,084万4,000円、児童福祉施設費負担金709万2,000円、説明欄記載のとおりでございます。2目衛生費国庫負担金△21万4,000円、節に参りまして保健衛生費負担金同額、説明欄のとおりでございます。

ページを返していただきまして、16ページ、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、補正額△76万円、節に参りまして児童福祉費補助金同額、説明欄のとおりでございます。6目教育費国庫補助金111万2,000円、節に参りまして教育振興費補助金同額、説明欄のとおりでございます。

3項委託金、2目民生費委託金268万7,000円、節に参りまして社会福祉費委託金同額、説明欄のとおりでございます。

14款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金△393万8,000円、節に参りまして障害者福祉事業費負担金△521万8,000円、障害児施設措置費負担金15万5,000円、児童手当負担金△242万1,000円、児童福祉施設費負担金354万6,000円、それぞれ説明欄記載のとおりでございます。3目土木費県負担金△303万5,000円、節に参りまして道路橋梁費負担金同額、説明欄記載のとおりでございます。

2項県補助金、2目民生費県補助金△2,028万5,000円、節に参りまして社会福祉総務費補助金236万5,000円、障害者福祉事業費補助金△195万9,000円、介護保険運営事業費補助金△8万7,000円、児童福祉費補助金△2,169万3,000円、母子福祉費補助金108万9,000円、それぞれ説明欄記載のとおりでございますが、その中で児童福祉費補助金2,169万3,000円の中の保育対策等促進事業費補助金の減1,107万7,000円、これにつきましては町内の私立保育園の延長保育、あるいは休日保育、体調不良児の保育が見込みよりそれぞれ少なかったということで歳入が減となりまして、歳出のほうでも事業費が減額となっております。また、その下の

子育て支援対策臨時特例事業費補助金の減1,019万9,000円がありますが、これにつきましては保育士等の処遇改善事業が見込まれておりましたが、別の補助事業に移行したということで、この分については減額ということになっております。3目衛生費県補助金△2万9,000円、節に参りまして保健衛生費補助金同額、説明欄記載のとおりでございます。4目労働費県補助金△3万3,000円、節に参りまして緊急雇用創出事業費補助金同額、説明欄記載のとおりでございます。5目農林水産業費県補助金△156万5,000円、節に参りまして農業振興費補助金△146万8,000円、畜産業費補助金△4,000円、林業費補助金△9万3,000円、それぞれ説明欄記載のとおりでございます。

ページを返していただきまして、18ページ、2項県補助金、6目土木費県補助金、補正額△257万6,000円、節に参りまして住宅費補助金同額、説明欄記載のとおりでございます。

3項委託金、2目民生費委託金△5,000円、児童福祉委託金同額、説明欄記載のとおりでございます。5目土木費委託金111万8,000円、節に参りまして都市計画費委託金同額、説明欄記載のとおりでございます。

19款諸収入、4項雑入、1目雑入125万1,000円、節に参りまして雑入同額、説明欄記載のとおりでございます。

20款町債、1項町債、2目土木債△300万円、節に参りまして道路整備事業債△100万円、防災対策事業債△200万円、それぞれ説明欄記載のとおりでございます。

21ページをお開き願います。歳出、2款総務費、1項総務管理費、8目財政調整基金費、補正額1億5,372万7,000円、節に参りまして積立金同額、説明欄記載のとおりでございますが、今回積み立てまして19億735万9,000円の積立金となります。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費△611万3,000円、節に参りまして委託料△24万8,000円、負担金補助及び交付金△586万5,000円。2目障害福祉費△530万8,000円、節に参りまして扶助費同額でございます。3目老人福祉費△16万1,000円、節に参りまして委託料△4万7,000円、負担金補助及び交付金△11万4,000円、それぞれ説明欄記載のとおりでございます。

ページを返していただきまして、22ページ、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費△76万円、節に参りまして負担金補助及び交付金同額でございます。2目児童措置費ゼロ円、財源更正でございます。3目児童福祉施設費△1,107万7,000円、節に参りまして委託料同額、説明欄記載のとおりでございます。4目母子福祉費ゼロ円、財源更正でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費△138万7,000円、節に参りまして報償

費△2万9,000円、扶助費△135万8,000円、それぞれ説明欄記載のとおりでございます。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費△136万円、節に参りまして共済費△8万円、賃金△60万円、報償費△4万9,000円、旅費△1万円、需用費△3万6,000円、使用料及び賃借料△5万2,000円、負担金補助及び交付金△53万3,000円、それぞれ説明欄記載のとおりでございます。4目畜産業費ゼロ円、財源更正でございます。

ページを返していただきまして、2項林業費、1目林業振興費、補正額ゼロ円、財源更正でございます。

8款土木費、2項道路橋梁費、3目道路新設改良費ゼロ円、財源更正でございます。

3項河川費、2目河川改良費ゼロ円、財源更正でございます。

4項都市計画費、1目都市計画総務費ゼロ円、財源更正でございます。

5項住宅費、1目住宅管理費△274万4,000円、節に参りまして負担金補助及び交付金同額、説明欄記載のとおりでございます。

10款教育費、1項教育総務費、3目教育振興費ゼロ円、財源更正でございます。

4項社会教育費、2目公民館費ゼロ円、財源更正でございます。

以上をもちまして報告第4号 平成26年度矢巾町一般会計補正予算（第7号）の専決処分に係る詳細説明にかえさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 2点についてお伺いします。

まずは、ページ数で21ページ、総務費、財政調整基金費の積み立て1億5,372万円、そして19億7,350万円の積立金なのですけれども、この使い道なのですけれども、国保税が高いという方が多くて、一般会計から国保会計に財政調整基金を崩して入れることをしてほしいということで私は毎回一般質問してきましたけれども、特にも今回新町長になりましたので、一般会計から国保会計に……新町長のご意見をお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） ただいまの川村よし子議員のご質問にお答えをさせていただきますが、まず基本的には法律で定められた繰り出し基準というのがあるわけでございます。今恐らく川村よし子議員がお話ししているのは、法律で定められた繰り出し基準以外に一般会計から繰り出しをしてほしいということなわけですが、このことについては今の一般会計の財源の

状況も見きわめながら検討させていただきたいと思いますので、今のところはまずこれまで進めてこられた法定繰り出し基準を基本として考えていきたいと、こう思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 検討するという事は前向きかなと思いつつ、なかなかそういうふうには思えないような答弁でしたのであれですけれども、国保税を支払えないということで税金を滞納している方が矢巾町は多いです。資格証明書は発行されていませんけれども、短期保険証、年間でも50件ぐらいはあったと思いますので、そういう方たちも含めて国保税を引き下げることが必要だと思うのです。払えるような国保税にするためにも、国保会計だけでは賄えない部分がありますので、一般会計から繰り入れるという方向で、こんなに財政調整基金があるのに道路とか、それから建物に使うのは是々非々で行きたいと思っておりますので、弱者に優しい町政を目指すという所信表明もありましたので、よろしく願いします。

○議長（廣田光男議員） 要望で結構ですか。

○13番（川村よし子議員） はい。

○議長（廣田光男議員） 他に質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。

以上をもって報告第4号を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

午後 3時16分 休憩

午後 3時26分 再開

○議長（廣田光男議員） 再開をいたします。

答弁の保留について

○議長（廣田光男議員） 税務課長兼会計管理者。

○税務課長兼会計管理者（佐藤健一君） 先ほど答弁を保留してございました2件について説明いたします。

川村よし子議員さんのほうからお話がありました後期高齢者保険料と国民健康保険税、こちらに該当する世帯というお話でしたけれども、27年4月時点で931世帯となっております。

もう一点、村松信一議員のほうからご質問がありました古い軽自動車の台数でございますけれども、これは360ccの、軽自動車は通常黄色いナンバーでございますけれども、古いナンバーということで、白いナンバーをつけている軽自動車でございます。こちらが古いもので昭和44年に登録したのがありますけれども、それらの台数を数えてみたところ5台ということでございます。

なお、初年度登録から13年以上、こちら経過したものについては、平成28年度から重課税がされるわけでございますけれども、その台数につきましては現在まだ把握してございませんので、初年度登録、こちらのほう、軽自動車協会等を通じましてこれから把握していかなければならないというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） よろしゅうございますか。

（「はい」の声あり）

日程第16 報告第5号 平成26年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第4号）の専決処分に係る報告について

○議長（廣田光男議員） それでは、日程第16、報告第5号 平成26年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第4号）の専決処分に係る報告についてを議題とします。

職員に報告書を朗読させます。なお、専決処分の朗読は表題のみとさせます。

（職員朗読）

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 報告第5号 平成26年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第4号）の専決処分に係る報告についてご説明を申し上げます。

補正の内容であります。収益的収入及び支出のうち、収入の第1款公共下水道事業収益の増額及び第2款農業集落排水事業収益の減額を行うもので、営業外収益のうち、平成26年度から適用された地方公営企業会計制度の見直しにより、長期前受金戻入が確定したことにより補正するものであります。補正予算額は、収益的収入及び支出のうち、収入の第1款公共下水道事業収益の営業外収益を2,896万5,000円増額して総額を9億2,705万7,000円とするものとし、第2款農業集落排水事業収益の営業外収益を997万5,000円減額して総額を5億

7,123万8,000円とするものであります。このことについては、3月31日に地方自治法第180条第1項及び矢巾町長専決条例第2条第5号の規定に基づき専決処分したので、同法第180条第2項の規定によりご報告申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしく願いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 吉田上下水道課長。

○上下水道課長（吉田 孝君） 町長の命によりまして、報告第5号 平成26年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第4号）の専決処分の詳細についてご説明いたします。

それでは、6ページをお開き願います。平成26年度矢巾町下水道事業会計補正予算明細書（第4号）を款、項、目、補正予定額の順にご説明いたします。

収益的収入及び支出の収入、1款公共下水道事業収益、補正予定額2,896万5,000円、2項営業外収益、3目長期前受金戻入同額でございます。節に参りまして、長期前受金戻入同額でございます。

2款農業集落排水事業収益、補正予定額△997万5,000円、2項営業外収益、2目長期前受金戻入同額です。節に参りまして長期前受金戻入同額でございます。

今回の補正につきましては、新会計制度の適用に伴いまして新たな収益として長期前受金戻入を計上するようになったことによるものでありまして、この長期前受金戻入というものは下水道の管渠など施設資産の財源となっております国や県の補助金などを資産の減価償却に合わせて耐用年数の期間にわたって各年度に収益として計上するものであります。このことが3月末で確定したことによりまして、3月31日付で補正予算として専決処分したものでございます。

以上で報告第5号 平成26年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第4号）の詳細説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（廣田光男議員） 質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 質疑なしと認めます。

以上をもって報告第5号を終わります。

日程第17 議案第37号 副町長の選任について

○議長（廣田光男議員） 日程第17、議案第37号 副町長の選任について議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

○議長(廣田光男議員) 提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 議案第37号 副町長の選任について提案理由のご説明を申し上げます。

女鹿副町長が4月29日をもちまして退任いたしましたので、地方自治法第162条の規定により議会の同意をお願いするものであり、今回新たに矢巾町大字南矢幅第6地割351番地3、伊藤清喜君を副町長に選任いたしたいと存じます。

伊藤清喜君は、行政経験が豊富であり、都市計画課下水道推進室主幹、建設課長、上下水道課参事兼課長を歴任いたし、手腕、力量とも副町長として最も適した人であると存じますので、副町長として選任いたしたく、よろしくご審議の上、ご同意を賜りますようお願いを申し上げて提案理由の説明といたします。

○議長(廣田光男議員) 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。本件につきましては人事案件でありますので、質疑、討論を省略して採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) ご異議なしと認めます。

採決に入ります。議案第37号 副町長の選任については原案のとおり選任することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣田光男議員) 起立全員であります。

よって、議案第37号 副町長の選任については原案のとおり選任することに決定いたしました。

ここで選任された伊藤清喜副町長から挨拶の申し出がありますので、議場に入場し、登壇の上、挨拶することを許します。

伊藤清喜副町長。

(副町長 伊藤清喜君 登壇)

○副町長(伊藤清喜君) ただいま議長さんのほうからお許しをいただきまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

私は、南矢幅第2行政区に居住しております伊藤清喜と申します。先ほどは、副町長という任に皆様方のご同意を賜りまして大変ありがとうございます。そして、また議員の皆様方におかれましては、先般の選挙でご当選なされましたことにつきましては心からお祝いを申し上げる次第でございます。私は、もとより浅学非才でございますので、そしてまた役場を退職してからもしばらく時間が経過してございます。その間、行政環境あるいは職場環境も大きく変化してございます。この中でこの職務は大変私にとっては荷が重いわけでございますけれども、日ごろ研さんを積み、努力し、高橋町長が目指す町政の仕事が円滑で、かつ適正に効果的な仕事ができますようにサポートしてまいりたいと、そして皆様方のご期待に沿えるよう努力してまいりたいと考えております。そのために皆様方の絶大なるご指導、ご鞭撻をお願い申し上げまして、甚だ簡単でございますけれども、就任に当たってのご挨拶にいたします。どうぞよろしくお願いをします。

○議長（廣田光男議員） 以上をもって挨拶を終わります。

日程第18 議案第38号 監査委員の選任について

○議長（廣田光男議員） 日程第18、議案第38号 監査委員の選任について議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第38号 監査委員の選任について提案理由のご説明を申し上げます。

議員のうちから選任する監査委員の数は、地方自治法第196条第1項の規定により、町村にあつては1名とされておるところで、その任期は議員の任期によるところとされており、議会の同意を今回お願いするものであります。

今回、矢巾町大字又兵エ新田第7地割153番地3、長谷川和男議員さんを監査委員に選任いたしたいと存じます。長谷川和男議員さんは、皆さんもご存じのとおり手腕、力量、そして人格、識見とも立派な方でありますことから、最も適任者であると存じますので、監査委員に選任いたしたく、よろしくご審議の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。本案につきましても人事案件でありますので、質疑、討論を省略して採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） ご異議なしと認めます。

採決に入ります。議案第38号 監査委員の選任については原案のとおり選任することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立全員であります。

よって、議案第38号 監査委員の選任については原案のとおり選任することに決定いたしました。

ここで選任されました長谷川和男監査委員の挨拶を自席で許します。

長谷川和男監査委員。

○監査委員（長谷川和男議員） ただいま議会選出監査委員に任命をいただきました長谷川和男でございます。何せ未熟者でございますので、鋭意努力しながらやってまいりたいというふうに思いますので、どうぞしてよろしくお願いを申し上げます。

○議長（廣田光男議員） 以上をもって挨拶を終わります。

日程第19 議案第39号 固定資産評価員の選任について

○議長（廣田光男議員） 日程第19、議案第39号 固定資産評価員の選任についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第39号 固定資産評価員の選任について提案理由のご説明を申し上げます。

固定資産評価員は、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を得て選任することが定められておりますので、4月の定期人事異動に伴い、税務課長に就任いたしました佐藤

健一君を固定資産評価員に選任いたしたいので、よろしくご審議の上、ご同意を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。本件につきましても人事案件でありますので、質疑、討論を省略して採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） ご異議なしと認めます。

採決に入ります。議案第39号 固定資産評価員の選任については原案のとおり選任することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立全員であります。

よって、議案第39号 固定資産評価員の選任については原案のとおり選任することに決定いたしました。

日程第20 議案第40号 平成27年度矢巾町一般会計補正予算（第1号）
について

○議長（廣田光男議員） 日程第20、議案第40号 平成27年度矢巾町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

（職員朗読）

○議長（廣田光男議員） 提案理由並びに補正予算案の詳細説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第40号 平成27年度矢巾町一般会計補正予算（第1号）について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正予算については、矢巾町議会政務活動費の交付に関する条例が平成27年4月30日付で施行となりましたことから、歳出について、1款議会費内で組み替えによる補正をするものであります。

また、平成26年4月から消費税率が8%に引き上げられたことによる生活への影響等を踏まえ、国が定める簡素な給付措置を引き続き行うこととし、町民税が非課税の方に対す

る臨時福祉給付金及び子育て世帯に対する子育て世帯臨時特例給付金の支給に係る所要額について、歳入は13款国庫支出金の増額補正、歳出は3款民生費に臨時福祉給付金給付事業及び子育て世帯臨時特例給付金給付事業の新設、増額補正をし、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,018万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ90億8,348万5,000円とするものであります。

詳細につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。よろしくお願いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 川村企画財政課長。

○企画財政課長（川村勝弘君） 町長の命によりまして、議案第40号 平成27年度矢巾町一般会計補正予算（第1号）の詳細についてご説明を申し上げます。なお、説明に当たりましては、款、項、目、節、説明の順にご説明を申し上げます。

9ページをお開き願います。歳入、13款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、補正額4,018万5,000円、節に参りまして社会福祉費補助金2,740万8,000円、児童福祉費補助金1,277万7,000円、それぞれ説明欄記載のとおりでございます。

続きまして、13ページをお開き願います。歳出、1款議会費、1項議会費、1目議会費、補正額ゼロ円、節に参りまして旅費△432万円、負担金補助及び交付金432万円、それぞれ説明欄記載のとおりでございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費2,740万8,000円、節に参りまして職員手当等153万3,000円、賃金66万7,000円、需用費25万円、役務費70万円、委託料225万円、負担金補助及び交付金2,200万8,000円、それぞれ臨時福祉給付金になりますが、今のところ3,668人に対しまして1年分の給付費6,000円を見ております。

ページを返していただきまして、14ページ、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、補正額1,277万7,000円、節に参りまして職員手当等84万1,000円、賃金65万9,000円、需用費10万円、役務費30万円、委託料185万円、負担金補助及び交付金902万7,000円、これは子育て臨時特例の給付金でございますが、現在のところ3,009人を対象といたしまして1年分3,000円の給付を予定しているところでございます。

以上をもちまして議案第40号 平成27年度矢巾町一般会計補正予算（第1号）の詳細について説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（廣田光男議員） 提案理由並びに詳細説明が終わりました。

お諮りします。先ほど開催されました議会運営委員会で決定されたとおり、議案第40号については予算決算常任委員会に付託することについてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) ご異議がないようでありますので、予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

直ちに委員会を開催し、全員協議会室で開催するよう口頭をもって通知いたします。

なお、審議終了後は審議結果について委員長報告を求めます。

休憩に入ります。

午後 3時59分 休憩

午後 4時19分 再開

○議長(廣田光男議員) 再開します。

議案第40号の審議結果について予算決算常任委員長の報告を求めます。

山崎委員長。

(予算決算常任委員長 山崎道夫議員 登壇)

○予算決算常任委員長(山崎道夫議員) 先ほど別室におきまして議案第40号 平成27年度矢巾町一般会計補正予算(第1号)について審議をいたしました。委員長判断として議決すべきものと判断をいたしましたので、各議員のご賛同を賜りますようによろしくお願いをいたします。

○議長(廣田光男議員) 審議結果は委員長報告のとおりであります。

質疑は委員会で審議を尽くしておりますので省略いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第40号 平成27年度矢巾町一般会計補正予算(第1号)についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣田光男議員) 起立全員であります。

よって、議案第40号 平成27年度矢巾町一般会計補正予算(第1号)については原案のと

おり可決されました。

○議長（廣田光男議員） これをもちまして平成27年第3回矢巾町議会定例会5月会議を閉じます。大変ご苦労さまでした。

午後 4時24分 閉議

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

臨時議長

議長

署名議員

署名議員

署名議員